## 駿河台大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

平成29年 4月 1日制 定令和 3年 3月 4日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学(以下「本学」という。)の研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)を防止するとともに不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、もって適切な研究活動を推進し、社会の発展及び学術の進展に資することを目的とする。

(不正行為)

- 第2条 この規程において、不正行為とは、次に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによって行われたものに限る。
- (1) 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用:他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語等を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿:他の学術誌に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ:論文、著書等の著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。
- (6) その他前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。 (定義)
  - 第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 研究者: 駿河台大学研究倫理規程第2条に定める者の他、本学において研究活動に携わる全ての者をいう。
- (2) 研究費: 駿河台大学公的研究費の管理に関する規程第2条第1項に定めるもの及び本学から支給される研究費をいう。
- (3) 配分機関: 駿河台大学公的研究費の管理に関する規程第2条第1項に定める公的研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等をいう。
- (4) 研究倫理教育:不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するための教育をいう。 (研究者の青務)
  - 第4条 研究者は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければ からない
  - 2 研究者は、定期的に研究倫理教育を受けなければならない。
  - 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。 (不正行為の防止体制)
  - 第5条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究倫理教育責任者、統括研 究倫理教育責任者、部局研究倫理教育責任者を置く。

(研究倫理教育責任者)

- 第6条 本学全体を統括し、研究倫理教育の運営・管理及び不正行為への対応について、最終責任 を負う研究倫理教育責任者を置く。
- 2 研究倫理教育責任者は、学長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、第7条及び第8条に定める統括研究倫理教育責任者及び部局研究倫理 教育責任者が、責任を持って研究倫理教育の運営・管理及び不正行為への対応を行えるよう、適 切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括研究倫理教育責任者)

- 第7条 研究倫理教育責任者を補佐し、運営・管理及び不正行為への対応について本学全体を統括 する実質的な責任と権限を有する者として、統括研究倫理教育責任者を置く。
- 2 統括研究倫理教育責任者は、副学長をもって充てる。

(部局研究倫理教育責任者)

- 第8条 本学の各組織における研究倫理教育の運営・管理及び不正行為への対応について責任を有する者として、部局研究倫理教育責任者を置く。
- 2 部局研究倫理教育責任者は、組織区分ごとに、次表の部局研究倫理教育責任者欄に掲げる者と する。

組織区分	部局研究倫理教育責任者
心理学研究科	心理学研究科長
総合政策研究科	総合政策研究科長
法学部	法学部長
経済経営学部	経済経営学部長
メディア情報学部	メディア情報学部長
現代文化学部	現代文化学部長
スポーツ科学部	スポーツ科学部長
心理学部	心理学部長
情報処理教育センター	情報処理教育センター長
スポーツ教育センター	スポーツ教育センター長
グローバル教育センター	グローバル教育センター長
心理カウンセリングセンター	心理カウンセリングセンター長
キャリアセンター	キャリアセンター長
総合研究所	総合研究所長

- 3 部局研究倫理教育責任者は、所管する組織において、不正行為防止対策の実施、研究者に対する研究倫理教育の実施及び受講状況の管理を行う。
- 4 部局研究倫理教育責任者のうち各研究科長は、前項の他、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、所管する組織に所属する学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。
- 5 部局研究倫理教育責任者のうち各学部長は、第3項の他、所管する組織に所属する学生に対して研究者倫理に関する基礎的素養の修得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。

(告発・相談の受付窓口)

- 第9条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学務企画部学務企画課に受付窓口を置く。
- 2 受付窓口の責任者は、学務企画課長をもって充てる。

(告発の受付体制)

- 第 10 条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、FAX、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名 又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示され ているもののみ受け付ける。
- 3 受付窓口の責任者は、匿名による告発について、内容に応じ、統括研究倫理教育責任者と協議 の上、これを受け付けることができる。

- 4 受付窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、研究倫理教育責任者に報告するものとする。
- 5 研究倫理教育責任者は、受け付けた告発が、本学が調査を行う機関に該当しないときは、該当する調査機関に当該告発を回付するものとする。また、本学に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される告発である場合には、該当する研究機関等に当該告発について通知するものとする。
- 6 受付窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、研究倫理教育責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。 (告発の相談)
- 第 11 条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、 告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、告発に準じてその内容を確認して 相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であると きは、相談窓口は、研究倫理教育責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、研究倫理教育責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると 認めたときは、その報告内容に関係するものに対して警告を行うものとする。ただし、被告発者 が本学の研究機関以外に所属する者である場合には、被告発者の所属する研究機関に事案を回付 するものとし、警告を行った場合は、当該研究機関にその内容等について通知するものとする。 (受付窓口の職員の義務)
- 第 12 条 告発の受け付けに当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の 保護を徹底しなければならない。
- 2 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、 FAX、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような 措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定は、告発の相談についても準用する。 (悪意による告発等の防止)
- 第 13 条 受付窓口において告発等の通報を受けた者は、悪意による虚偽の告発等を防止するため、告発者に対して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。
- (1) 第10条第2項に定める事項を確認できない告発等については、原則として受理しないこと。
- (2) 告発者に対して、調査協力を求める場合があること。
- (3) 調査の結果、悪意による虚偽の告発等であると認められた場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行うことがあること。

(秘密保護義務)

- 第 14 条 この規程に定める業務に携わった本学の教職員等は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学を退職後も、同様とする。
- 2 研究倫理教育責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査 結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密 の保持を徹底しなければならない。

- 3 研究倫理教育責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の 了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発 者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。 (不利益取扱いの禁止)
- 第 15 条 本学の教職員等は、告発等が悪意による虚偽のものであると認定された場合を除き、告発者に対して、告発等を行ったことを理由に解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 本学の教職員等は、被告発者に対して、単に告発等がなされたことを理由に、被告発者の研究 活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いをしたりして はならない。
- 3 本学の教職員等は、予備調査及び本調査等に協力をした者に対して、そのことを理由に、解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(調査を行う機関)

- 第 16 条 本学に所属する研究者に関する不正行為の告発があった場合は、本学が事案の調査を行う。
- 2 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合は、原則として被告発者が告発された事 案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関と合同で調査を 行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関、調査方法について は、関係研究機関間において、事案の内容等を協議して決定する。
- 3 現に、研究者である者が、本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合は、 その研究機関と合同で告発された事案の調査を行うものとする。
- 4 被告発者が、本学に所属していた時の研究活動について告発され、かつ、既に退職している場合、 本学は、現に所属する研究機関と合同で告発された事案の調査を行う。被告発者が本学を 退職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が調査を行うものとする。
- 5 本学は、前4項により調査を行う場合に、被告発者が現に本学に所属する研究者であるかどう かにかかわらず誠実に調査を行うものとする。
- 6 本学は、被告発者が、調査開始時点及び告発された事案に係る研究活動を行っていた時点のどちらにおいても、いかなる研究機関にも所属していない場合、又は調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難である場合に、本学は、この規程に基づき、配分機関によって行われる調査に誠実に協力するものとする。
- 7 本学は、他の研究機関や告発された研究活動の分野に関連する学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。その際は、本規程に定める告発者・被告発者の取扱い及び不正行為の告発に係る事案の調査は、委託した機関等又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

(予備調査)

- 第 17 条 研究倫理教育責任者は、第 10 条第 4 項の規定により報告を受けたとき又は研究倫理教育 責任者がその他の理由により必要と認めた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査 を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 統括研究倫理教育責任者
- (2) 統括研究倫理教育責任者が指名した部局研究倫理教育責任者若干名
  - 3 予備調査委員会の長は、第2項第1号の委員をもって充てる。
  - 4 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査 し、判断するものとする。
- 7 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 8 予備調査委員会は、当該予備調査の結果を速やかに研究倫理教育責任者に報告しなければなら ない。

(予備調査後の措置)

- 第 18 条 研究倫理教育責任者は、前条第 8 項の結果を踏まえ、告発等を受理した日から 3 O 日以内に、本調査を実施するか否かを決定しなければならない。
- 2 研究倫理教育責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに告発者、被告発者その他関係者に通知し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨を報告しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者 に通知する。この場合には、当該事案に係る配分機関及び関係省庁や告発者の求めがあった場合 に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

- 第 19 条 研究倫理教育責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに研究活動に係る不正 行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置しなければならない。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 統括研究倫理教育責任者
- (2) 研究倫理教育責任者が指名した部局研究倫理教育責任者若干名
- (3) 研究倫理教育責任者が指名した学外の有識者若干名
  - 3 前項第3号は委員の半数以上でなければならない。
  - 4 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
  - 5 調査委員会の長(以下、「委員長」という。)は、第2項第1号の委員をもって充てる。
  - 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(本調査の通知)

- 第20条 研究倫理教育責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属 を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、研究倫理教育責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 研究倫理教育責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、 その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させると ともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第21条 委員長は本調査の実施決定の日から30日以内に調査委員会による調査を開始するとと もに、その旨を研究倫理教育責任者に報告しなければならない。
- 2 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発者、被告発者その他関係者に対して、関係資料等の提出等、必要な協力を求めることができる。

- 3 前項の規定により協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 4 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ、 その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 5 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 6 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、 それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 7 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が本学以外の研究機関で行われた場合は、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。
- 4 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る配分機関及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。
- 5 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲を超えて漏らしてはならない。 (本調査における一時的措置)
- 第23条 研究倫理教育責任者は、本調査の実施の決定をしたときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 研究倫理教育責任者は、当該事案に係る配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止 等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(不正行為の疑念への説明責任)

- 第24条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に対する疑念を 否認する場合には、自己の責任において、当該研究活動の方法と手続きの適切性及び論文等の表 現の適切性について、科学的な根拠を示し、説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験を必要とするときは、第21条第6項に掲げる保障を与えなければならない。

(認定の手続き)

- 第25条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して研究倫理教育責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、研究倫理教育 責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第26条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学 的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うも のとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第27条 研究倫理教育責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 研究倫理教育責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関及び関係省 庁に報告するものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第28条 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日 以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、 同一理由による不服申立てを繰返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。研究倫理教育責任者は、新たに専門性を要する判断 が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさ せるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、 この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項、第3項及び第4項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、研究倫理教育責任者に報告する。報告を受けた研究倫理教育責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、研究倫理教育責任者に報告する。報告を受けた研究倫理教育責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 研究倫理教育責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第29条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに研究倫理教育責任者に報告する。報告を受けた研究倫理教育責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに研究倫理教育責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究倫理教育責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 研究倫理教育責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続きの結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第30条 研究倫理教育責任者は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、 調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学 が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むも のとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 研究倫理教育責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の 氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手 順等を公表する。

(研究費の使用中止)

第31条 研究倫理教育責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論 文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用 上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の 使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第32条 研究倫理教育責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示 を研究倫理教育責任者に行わなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するもの とする。

(措置の解除等)

- 第33条 研究倫理教育責任者は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 研究倫理教育責任者は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不 利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第34条 本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合は、当該不正行為に関与した 者に対して、「駿河台大学就業規則又は駿河台大学有期雇用教職員就業規則」の定めるところに より、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。
- 2 研究倫理教育責任者は、前項の処分が課されたときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第35条 研究倫理教育責任者は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。
- 2 研究倫理教育責任者は、前項に基づき、関係する部局研究倫理教育責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を当該事案に係る配分機関 及び関係省庁に対して報告するものとする。

(その他)

第36条 この規程に定めるものの他、不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、研究倫理教育責任者が定める。

(適用法令等)

第37条 この規程に定めのない事項については「研究活動における不正行為への対応等に関する ガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」及びその他の関係法令通知等により 取り扱うものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正。

令和3年4月1日一部改正。